

会 議 録

会議の名称	令和4年度第3回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会		
開催日時	令和5年(2023年)3月10日(金)午後3時00分～午後3時10分		
開催場所	別館3階会議室	公開の可否	可
事務局	総務部法務・コンプライアンス課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	園田委員、恩地委員、井上委員、高橋委員、宮下委員、重長委員、谷口委員、東委員、枅村委員、山本委員	
	事務局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、須賀主事	
	その他		
議題	1. 予防接種事務にかかる特定個人情報保護評価書の第三者点検について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要

(午後 3 時開会)

○会長 定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年度第 3 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告して下さい。

○事務局 本日は、お忙しい中、運営委員会にご出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、加賀委員、細谷委員、小林委員が欠席されておりますが、現時点で過半数の 10 名の委員の皆さまの出席をいただいておりますことで、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に照らし、会議の開催要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○会長 事務局からの報告のとおり、定足数を満たしているということですので、会議を始めます。まず、事務局から本日の議事について説明して下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明申し上げます。お手元に配布しております「会議次第」をご覧ください。

本日は諮問案件が 1 件ございまして、健康医療部保健予防課所管の「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、でございます。それでは、進行方よろしく願いいたします。

○会長 ただ今、事務局から説明がありましたとおり、会議を進めてよろしいですか。

(異議なし)

○会長 では、諮問の案件です。資料番号 1-1 から 1-2、健康医療部保健予防課所管の「予防接種事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」、審議したいと思います。

担当課から説明を受けたいと思いますので、事務局、関係の職員に入室してもらってください。

(保健予防課・デジタル戦略課の職員 入室)

○会長 ごくろうさまです。まず、本日出席していただきました職員の方々の自己紹介をお願いします。

(保健予防課・デジタル戦略課の職員 自己紹介)

○会長 それでは、諮問案件を説明してください。

○実施機関 特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務におけるファイルの取り扱いについて、実施機関が自ら評価するものであり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析して、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを自ら確認の上、評価書において宣言するものです。

評価書の種類は特定個人情報ファイルに記録される対象者数によって、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の三種類に分類されておりまして、そのうち、対象者数が30万人を超える場合に作成する全項目評価書につきましては、特定個人情報保護評価に関する規則におきまして、修正を行う場合は意見公募を行った後に外部の有識者の意見をきくことで評価の適合性・妥当性を客観的に担保できるよう第三者による点検を行うことが規定されておりまして、豊中市では本委員会において点検を実施させていただいておるものです。

今回お諮りさせていただきます案件は1つございます。

予防接種事務につきまして、新型コロナワクチンにかかる予防接種証明書をコンビニエンスストア等で発行することにより、重要な項目の変更が生じたので、評価の再実施を行うものです。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今説明のありました、特定個人情報保護評価書の第三者点検については、過去、専門部会において審議した経過もあることから、本件においても、専門部会に点検を一任してよろしいですか。

(異議なし)

○会長 では、恩地副会長、井上委員、高橋委員、宮下委員と私の5名で専門部会を開き、審議したいと思います。保健予防課・デジタル戦略課の職員の皆さんは、退席していただいて結構です。

(保健予防課・デジタル戦略課の職員 退室)

○部会長 ありがとうございます。以上で、本日予定している案件は終わりましたが、事務局、ほかに何かありますか。

○事務局 昨年10月に本運営委員会で個人情報保護制度の見直しについて答申をいただきましたが、その後の状況について改めてご報告いたします。

本運営委員会でいただいた答申をもとに、「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例

(案)」を作成し、市民のみなさまにパブリックコメントを実施いたしました。ご意見はありませんでした。

そののち、令和4年12月議会で現在の個人情報保護条例の廃止と「豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例」の設定等をご提案し、議決をいただきまして、現在は4月1日の施行に向けて規則案やマニュアル等の作成、庁内向け研修の準備などを行っているところです。

保護法施行条例の制定に伴い、豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会条例も改正されました。改正された内容としましては、

1つ目は、運営委員会の所掌事務についてです。

これまで、本人外収集・目的外利用・外部提供等の際に皆様に諮問してきましたが、改正法施行後は、これらの諮問ができなくなります。また、個人情報保護制度に関して諮問できるものは、条例改正の場合等となります。

2つ目は、委員の人数についてです。

先ほどご説明したように運営委員会に諮問できる事項が大幅に限定されたことから、委員の人数も13人から9人に変更させていただくものとなります。なお、現在の委員の皆さまの任期は、令和5年8月23日までとなります。

3つ目は、委員の委嘱についてです。

委員の委嘱は、諮問案件ごとにさせていただくものに変更となります。そのため、令和5年8月23日以降は、諮問案件が出てきた際に、その諮問案件に必要な委員を委嘱し、審議していくこととなります。4月1日以降、今のところ、本運営委員会の開催を想定している案件はございませんが、任期終了までよろしく願いいたします。

豊中市の情報公開・個人情報保護制度の適切な運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

○部会長 ありがとうございました。これをもちまして会議は閉会にしたいと思います。お疲れ様でした。

(午後3時10分閉会)